

【 建設交通部 】

件 名	法定外公共物（里道・水路）の取り扱いについて
<p>申立概要 【受理 5. 1. 5】</p>	<p>地方分権の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 11 年法律第 87 号。以下「地方分権一括法」という。）の施行により、国が所有していた法定外公共物（里道・水路）の底地の所有権が市町村に一括譲与された。</p> <p>府が実施する国道や河川の拡幅工事において、拡幅区域内にある市町村所有の里道・水路敷地を取り込む事務処理が行われているが、年月の経過により市町村が土地を失う危険があるため、府は土地の登記処理をする必要がある。</p>
<p>確認事項 【通知 5. 3. 22】</p>	<p>機能を有する法定外公共物（里道・水路）は、従来国有財産であったが、地方分権一括法により国有財産特別措置法が改正され、市町村に譲与された。</p> <p>市町村に譲与された法定外公共物の財産管理は、市町村の自治事務であり、登記等により所有権の保全が必要との判断も含めて、市町村が適切と判断する方法で管理されていることから、府が登記処理する必要はない。</p>